社説

御大葬に就て

皇太后陛下の崩御は誠に恐入たる次第にして只管謹慎奉哀の其中にも今日を窺りては御葬儀に關し[illegible]の事に就き申す所ある可らず[illegible]の御大葬に就ては自から[illegible]の御慣例もあらんなれども何を申すも維新以來未曾有の御事にして[illegible]より見る單に古代御葬の先例のみに由らせらる可きにも非ずして又外國帝室の例なども参照して取捨せらる丶の必要もあるべきならん此邊の事に關しては當局者に於て自から心掛もある可きこと[illegible]民の情として[illegible]に望み奉る所は今回の御葬儀は[illegible]に赴かせられても維新以來の御大式にあられば充分に人心を滿足させら[illegible]

今上皇后兩陛下の御孝情に一點の御遺憾もなからしめ奉るの一事なり[illegible]御葬儀の事に就ては政府議會の間にも自から異議もあるよし[illegible]一般臣民の情願に於ては國庫金を支出して御葬儀に供し奉るを妨[illegible]

[illegible]

政黨員の去就

[illegible]

○皇太后陛下崩御に關する閣令及び告示

皇太后陛下崩御の御事及び之に從ひ種々の[illegible]昨日の本紙に掲記し且所報と[illegible]を左に掲ぐ

閣令

閣令第一號

[illegible]

明治三十年一月十二日　内閣總理大臣　伯爵松方正義

告示

宮内省告示第三號

皇太后陛下崩御ニ付キ十二日ヨリ五日間廢朝　仰出サル

明治三十年一月十二日　宮内大臣　伯爵土方久元

宮内省告示第四號

皇太后陛下昨十一日崩御ニ付左ノ通リ宮中喪　仰出サル

一週年　自明治三十年一月十一日　至明治三十一年一月十日

一期　[illegible]
二期　[illegible]
三期　[illegible]

明治三十年一月十二日　宮内大臣　伯爵土方久元

[illegible]

明治三十年一月十二日　宮内大臣　伯爵土方久元

[illegible]